

国会公契第 29 号  
国官技第 251 号  
国官総第 151 号  
国営管第 412 号  
国営計第 118 号  
国港総第 514 号  
国港技第 65 号  
国空予管第 580 号  
国空空技第 282 号  
国空交企第 206 号  
国北予第 46 号  
令和 3 年 1 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）

において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については4月7日通達のⅠ1（この場合の受発注者による協議とは、受発注者間の日常のコミュニケーション等を含む。）、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては4月7日通達のⅠ2、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、4月7日通達のⅡ1中、「令和元年度」を「当該年度」に、「令和2年度」を「翌年度」に読み替えるとともに、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「令和2年度における繰越しについて」（令和2年11月5日付け財務省主計局司計課長事務連絡第4498号。別紙3）が発出されているため、参考にされたい。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙4）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ<sup>注</sup>において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>